

《 異動届添付書類一覧表 》

< 全員必須 >

続柄・同一世帯を証明するもの	・住民票 ※3ヶ月以内に発行されたもの ※世帯全員が記載されていて、続柄が省略されていないもの	市区町村役場	・別居の場合は、住民票に加え全部記載証明の戸籍謄本(新規申請のみ) ・出生による扶養申請手続きが1ヵ月以上遅延した場合は遅延理由書添付 ・1年未満の短期ビザの場合は認定不可
----------------	---	--------	--

< 申請年度の4月1日時点で16歳以上(高校2年生に該当)の方は、下記の該当する書類を添付 >

生計維持関係を証明する書類	収入を証明する書類	学校に在籍している方	・非課税証明書又は所得証明書 ・学生書(写)又は在学証明書(通学による別居の場合のみ)	市区町村役場	
		収入がない方	・非課税証明書又は所得証明書	市区町村役場	
		年金収入がある方	・非課税証明書又は所得証明書 ・現在受給中の年金の種類・金額が分かる書類	市区町村役場 日本年金機構	国民年金・厚生年金・共済年金の他、障害・遺族年金等非課税扱いも全て対象 ※年金支払(振込)通知書[毎年6月発行]、年金裁定通知書、年金(額)改定通知書支給額変更通知書等で最新の書類を氏名と金額が分かるようにコピーしてください。
		給与収入がある方	・非課税証明書又は所得証明書 <新規申請時のみ> ・直近3ヶ月間の給与明細書(写)又は雇用契約書(写) ※同日得喪、再雇用等による異動の場合は必要なし	市区町村役場 勤務先	給与明細書は本人氏名及び支払先が分かるようにコピーしてください。
		自営・農業者、不動産・投資等の収入があり、確定申告をされている方	・税務署印のある確定申告書(写) ※収支内訳書(損益計算書)等の経費内訳明細を含む		売上金額から、直接的必要経費(その費用なしに事業が成り立たない経費の事)を控除して得た額を収入と判断する。
		退職された方	・課税証明書又は所得証明書 ・離職票1,2(写)又は退職証明書 →後日、 雇用保険受給者証(写) 又は 受給期間延長通知書(写) ・傷病手当金、出産手当金、休業補償等を受給している場合は、支給決定通知書(写) ・公務員の場合は辞令書(写)、人事異動通知書(写)等 ※公務員であっても、退職手当金が雇用保険の失業手当相当額を下回る場合や、非常勤の場合は、失業者の退職手当が公共職業安定所を通じて支給されます。該当する場合は、受給者証の提出が必要になります。	市区町村役場 勤務先 ハローワーク	・離職票を発行しない場合は『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書』 ・個人事業を廃業した場合は、個人事業の廃業届出書 ・雇用保険に未加入の場合は、それが分かる書類 (雇用保険未加入である旨が記載された退職証明書、給与明細書(写)等) ◆雇用保険受給終了後に再度扶養申請される場合は、『異動届』に『住民票』と『雇用保険受給資格者証』の全てのページの写し(支給終了と記載されたもの)を添付し速やかに提出してください。
		雇用保険の受給が終了した方	・課税証明書又は所得証明書 ・雇用保険受給者証(全ページ写) <終了印のあるもの>	市区町村役場 ハローワーク	雇用保険の申請中に扶養認定されていた方など、すでに同年度の課税証明書又は所得証明書を提出している場合は不要。
	別居の方 (同一世帯が条件の人は申請不可)	・収入を証明する書類(上記参照) ・送金証明書 (但し、社命による単身赴任や通学の為の別居の場合は不要) ・認定対象者が親等で配偶者がいる場合は、配偶者の収入を証明する書類(上記参照)	市区町村役場 金融機関等	・送金証明書とは銀行振り込み伝票の控え又は通帳の写し等直近3ヵ月分(手渡しによる送金では認定不可) ※認定後も継続して送金すること、送金証明書の保管が必須であり、当健保より送金証明書の提出を依頼した際にご提出いただけない場合は、被扶養者資格を喪失されます。	

- 直接的必要経費として認められるもの・・・【例】製造業の原材料費や人件費などの製造原価、卸売業や小売業の仕入・これに必要な運搬経費、サービス業の人件費等(減価償却費・青色申告特別控除・交際費・福利厚生費・消耗品・雑費等は原則認められない。)
- 写しと記載されているもの以外は原本で提出してください。
- 提出書類に押印が必要な場合は、シャチハタ及び日付印は不可とします。(被保険者本人の署名は可)
- 直近に実施した検認の対象者であり、その検認において再認定された方が転籍や同日得喪、任継取得により異動される場合は、検認の翌年6月30日まで証明書類は必要ありません。

《必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。》